

鳥取県減債基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十四一条の規定に基づき、鳥取県減債基金の設置並びにその管理及び処分に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保し、県財政の健全な運営に資するため、鳥取県減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他の最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

一 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において、

県債の償還の財源に充てるとき。

二 県債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において、

県債の償還の財源に充てるとき。

三 償還期限を繰り上げて行う県債の償還の財源に充てるとき。

四 地方税の減収補てんのため特別に発行を許可された県債又は財源対策のため発行を許可された県債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県美術品取得基金条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二号

鳥取県美術品取得基金条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、鳥取県美術品取得基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 美術品の取得に要する経費に充てるため、鳥取県美術品取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立図書館使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三号

鳥取県立図書館使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県立図書館使用料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

名 称	区 分	金 額
鳥取県立鳥取図書館	倉吉分館会議室	一日につき 二、〇〇〇円
		半日につき 一、〇〇〇円
鳥取県立米子図書館	大会議室	一日につき 六、〇〇〇円
		半日につき 三、〇〇〇円
	小会議室	一日につき 二、〇〇〇円
		半日につき 一、〇〇〇円

附 則
この条例は、昭和五十四年三月二十日から施行する。

鳥取県立文化施設建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四号

鳥取県立文化施設建設基金条例を廃止する条例

鳥取県立文化施設建設基金条例（昭和四十五年三月鳥取県条例第六号）

は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県大規模小売店舗審議会条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第五号

鳥取県大規模小売店舗審議会条例

(設置)

第一条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第十五条の四の規定に基づき、鳥取県大規模小売店舗審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、会長一人及び委員六人以内で組織する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会長及び委員)

第四条 会長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 会長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長及び委員は、再任されることができる。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、会長及び委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第六号

鳥取県部局設置条例の一部を改正する条例

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条の二中「農林部」を「農林水産部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「農林部」を「農林水産部」に改める。

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第七号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「農林常任委員会」を「農林水産常任委員会」に、「農林部」を「農林水産部」に改める。

附則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第八号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四、一〇三人」を「四、一二〇人」に、「六四六人」を「六六三人」に改め、同項第五号中「二九人」を「三二二人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第九号

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表の鳥取県立中央病院の項中「脳神経外科」を「脳神経

外科 呼吸器外科 心臓血管外科」に改める。
別表第一の一の表の子宮がん集団検診の項中「九百五十円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十号

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三千五百円」を「五千五百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十一号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第四条関係)

一 診断、測定及び指導料

区 分	金 額	健康診断	
		一般診断	成人病診断
一人一回につき	二、二〇〇円	一人一回につき ただし、次に掲げる診断を行ったときは、それぞれに定める金額を加算する。	一人一回につき
		一 エックス線写真診断 一枚につき 七〇〇円	
		二 眼底写真診断 一回につき 四〇〇円	
			三、〇〇〇円
体力測定	一人一回につき 三〇〇円		
体育指導	一人一回につき 二〇〇円		

二 体育施設使用料

区 分	金 額
テニスコート	一コート一時間につき 一〇〇円
バレーボールコート	一コート一時間につき 一〇〇円

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十二号

鳥取県団体営土地改良事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県団体営土地改良事業助成条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「の土地改良事業」を「に規定する土地改良事業で別表に掲げるもの」に改め、「第五号及び第六号の事業並びに」を削る。

第三条中「百分の十（開拓道路補修事業については百分の三十、ほ場整備事業及び水田転換特別対策事業については百分の二十五、開拓道路補修事業以外の農道整備事業については百分の二十）」を「別表に定める率」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第一条、第三条関係）

土地改良事業の名称	率
一 かんがい排水事業	百分の十
二 農道整備事業	百分の二十（農道の舗装のみを行う事業にあつては、百分の十）
三 開拓道路補修事業	百分の三十
四 ほ場整備事業	百分の二十五（振興山村、過疎地域及び知事が特に必要と認める地域において行う事業にあつては、百分の三十）
五 農地開発事業	百分の十

備考

- この表に掲げる土地改良事業は、土地改良事業のうち土地改良法第二百二十六条の規定による国の補助の対象となる事業とする。
- この表において、「振興山村」とは、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村をい

い、「過疎地域」とは、過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第二条第一項に規定する過疎地域をいう。

附 則

- この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 昭和五十四年四月一日前に改正前の鳥取県団体営土地改良事業助成条例の規定により補助金の交付を受けているほ場整備事業及び水田転換特別対策事業に係る補助金については、なお従前の例による。

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十三号

鳥取県有料道路料金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県有料道路料金徴収条例（昭和四十年六月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（料金の減額）

第三条 知事は、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる下肢又は体幹の機能の障害を有し、同法第十五条の規定に

より身体障害者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車で規則で定めるものについては、規則で定めるところにより、前条の料金の額から当該額の五割の範囲内の額を減額するものとする。
別表の表中有料道路三朝高原道路の項を削る。

附 則

この条例中、第二条の次に一条を加える改正規定は規則で定める日から、別表の改正規定は昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十四号

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県営万能町駐車場	米子市
鳥取県営皆生温泉中央駐車場	
を	
鳥	

取県営万能町駐車場

米子市

に改める。

第六条の表中

鳥取県営万能町駐車場	財団法人米子駐車場公社
鳥取県営皆生温泉中央駐車場	

を

財団法人米子駐車場公社

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年三月二十一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十二年	青木第九
米子	

市永江

二四

を

五十二年	青木第九	米子市永江	二四
五十三年	末恒第八	鳥取市美萩野一丁目	二四
五十三年	青木第十	米子市永江	一六

に改め、同表の第二種県営住宅の表中

二十八年

小松が丘

鳥取市浜坂

二六

を削り、

隼

を

隼第一

に、

湖南

を

湖南第一

に、

五十三年

高城第二

倉吉市下米積

一〇

を

五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年	五十三年
小江尾	大野	浜	高城第三	中南	隼第二	湖南第二	末恒第九	ひばりが丘第六	緑町第五	高城第二
日野郡江府町大字江尾	東伯郡北条町大字国坂	東伯郡羽合町大字長瀬	倉吉市上米積	八頭郡八東町大字南	八頭郡船岡町大字見槻中	鳥取市吉岡温泉町	鳥取市美萩野一丁目	鳥取市浜坂	鳥取市立川町五丁目	倉吉市下米積
四	六	六	一〇	一〇	六	四	六	三二	二四	一〇

に改める。

別表第二の表中

美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、高草第四、賀露港、西品治第一、西品治第二、国安南及び湖南

を

美穂第一、美穂第二、美穂第三、倉田、高草第一、高草第二、高草第三、高草第四、賀露港、西品治第一、西品治第二、国安南、湖南第一及び湖南第二

に、

隼及び船

岡

を

隼第一、隼第二及び船岡

に、

八東第一及び八東第二

を

八東第一、八東第二及び中南

に、

三明寺、高城第一、高城第二、小鴨及び北野

倉吉市

を

三明寺、高城第一、高城第二、高城第三、小鴨及び北野

倉吉市
羽合町

に、

東郷

東郷町

を

東
大

郷

東郷町

に、

伯南

日南町

を

伯南
小江尾

野

北条町

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平

林

鴻

三

鳥取県条例第十六号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一、〇二〇人」を「一、〇四五人」に、「三七人」を「三九人」に、「七二人」を「七六人」に、「四四一人」を「四五八人」に、「四七〇人」を「四七二人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県警察証明手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

鳥取県警察証明手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察証明手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表中、

一件につき

五百円

を

一件につき

七百元。た

交付に係る

つては、二

だし、再
ものに
あ
に改める。

百円

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十八号

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「三万八千四百円」を「五万七千六百円」に、「四万八千円」を「七万二千円」に、「六千円」を「九千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

第三条第三項の表中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 昭和五十四年四月一日(以下「施行日」という。)の前日に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額及びその納付の方法は、改正後の県立学校授業料徴収条例第二条第一項及び第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、編入学、再入学、転学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十九号

鳥取県通信教育受講料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県通信教育受講料徴収条例(昭和二十三年六月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「百円」を「百五十円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「二百六十七円」を「三百円」に、「七十七円」を「九十円」に、「百六十七円」を「百八十三円」に改める。

別表第一中

三、〇八三元	四、〇三〇円	五、〇七五円	六、一五
二、二六五円	二、八〇七円	三、四八五円	四、二八

八円	七、二五円	八、二〇〇円	三、二〇〇円	四、一八八
五円	五、一四〇円	五、九六五円	二、三二八円	二、九一八

円	五、二六八円	六、三八三元	七、四七八円	八、四八八円
円	三、六二〇円	四、四五三元	五、三三五円	六、一七五円

改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。
- 3 昭和五十三年四月一日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。ただし、休業補償、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十一号

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表及び第五条の表中鳥取県営大山ジャンプ台の項を削る。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十四年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十二号

鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計条例を廃止する条例

鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計条例（昭和四十年三月鳥取県条例第四号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 2 鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計の昭和五十三年度の収入及び支出に関しては、なお従前の例による。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】